

山口市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市人権推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりが互いを尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを目指す中で取り組むパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、相互に協力し合うこと又はそれらを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの関係にある2人で、次の各号のいずれにも該当する者は、宣誓することができる。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有していること（宣誓の日から14日以内に本市への転入を予定している場合を含む。）。
- (3) 双方に戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻をしている者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び当該宣誓をしようとする者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされる者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は揃って、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に記入し、市長に提出するものとする。ただし、本市の指定するウェブシステムを用いて宣誓を希望する場合は、宣誓の日の7日前までに宣誓書を市長に提出するものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓の日時や方法等について事前に本市と調整するものとする。
- 3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入ができないときは、宣誓をしようとする者の双方の立会いの下で、これを代書させることができる。
- 4 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類（宣誓の日前3か月以内に発行されたも

のに限る。)を宣誓書に添付して提出するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(2) 宣誓をしようとする者のいずれかが本市への転入を予定している事実が確認できる書類(宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有していない場合に限る。)

(3) 戸籍抄本その他婚姻をしていないことを証明できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有していない場合は、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、前項第1号に掲げる書類(市内の住所が記載されたものに限る。)を提出するものとする。ただし、当該期間内に、同号に掲げる書類を提出することが困難な場合にはその旨を市長に申し出るものとする。

6 市長は、前項ただし書の規定による申出があったときは、同項に規定する期限を延長することができる。

7 宣誓をしようとする者は、宣誓時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に準ずるものとして市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に認める場合は、この宣誓において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、宣誓書の提出があった場合において、宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)(以下これらを「受領証等」という。)を宣誓者1人に対して各1枚を交付するものとする。

2 宣誓者が第4条第5項に該当する場合は、同条第4項第1号に掲げる書類の提出があった後に、受領証等を交付する。

3 市長は、前条第1項の規定により通称名が使用されたときは、受領証等に通称名を記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により、市長に再交付を申請することができる。

2 第4条第7項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、受領証等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、氏名、住所その他宣誓書の記載事項に変更があったときは、速やかに、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 宣誓者は、前項の規定により変更届を提出するときは、市長が必要と認める書類を提出又は提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更届の提出があった場合において、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、宣誓者は、変更前の受領証等は返還するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき（第13条第1項に定める場合及び転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出したときを除く。）。

(2) 宣誓者の一方又は双方が戸籍法第74条に規定する婚姻をしたとき。

(3) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(4) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(5) 紛失等によって受領証等の再交付を受けた後に、従前の受領証等が発見されたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

(使用停止処理後の再交付)

第10条 市長は、前条第4号に該当し、受領証等を返還した者（以下「4号返還者」という。）が希望するときは、当該届出受領証等に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、再び交付できるものとする。

2 前項の交付を希望するときは、4号返還者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により、市長に交付を申請することができる。

3 第4条第7項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第8号）

の交付を受けることができる。

2 第4条第7項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(県との連携の取扱い)

第12条 山口県が交付したパートナーシップ宣誓制度の宣誓があった旨を証明する書類については、山口市の受領証等と同等の効力があるものとして扱う。

ただし、この場合において、宣誓者（受領証等が効力を有する範囲）は、第2条及び第3条に規定するものに限る。

(自治体間での相互利用)

第13条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する際、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第9号）を提出し、受領証等を当該自治体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から転入した者で、受領証等の継続使用の手続が行われたものは、当該自治体から交付された受領証等を本市において継続して使用することができる。

(宣誓書の保存期間)

第14条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条の規定による返還届が提出された場合は、この限りでない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。